

那須塩原市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(管理計画の認定等に係る必要書類)

第3条 省令第1条の2第1項の市長が必要と認める書類は、法第5条の3第1項の規定による申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合するのであることをマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）が確認したことを証する書類とする。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新について準用する。

(管理計画の認定等の申請取下げ)

第4条 法第5条の3第1項の認定、法第5条の6第1項の認定の更新又は法第5条の7第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）の申請をした者は、市長が当該申請に係る認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定等申請取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(管理計画を認定しない旨の通知)

第5条 市長は、認定等の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画の認定等をしない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定管理計画に係る軽微な変更の届出)

第6条 認定管理者等は、省令第1条の9各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）に、認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめの申出)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第4号）に、当該申出について決議した集会の議事録の写しを添えて、市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第8条 市長は、法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求める場合には、管理状況報告依頼書（様式第5号）により認定管理者等へ通知するものとする。

2 前項の報告は、管理状況報告書（様式第6号）により行うものとする。

（改善命令）

第9条 法第5条の9の規定による命令は、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令を受け、必要な措置をとったときは、改善報告書（様式第8号）により市長へ報告するものとする。

（管理計画の認定の取消し）

第10条 市長は、法第5条の10第1項各号の規定により認定の取消しを行う場合には、認定取消通知書（様式第9号）により認定管理者等へ通知するものとする。

（管理計画認定マンションの公表）

第11条 市長は、認定管理者等の同意がある場合には、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称及び所在地並びに本市が付与する認定コードを公表することができる。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。